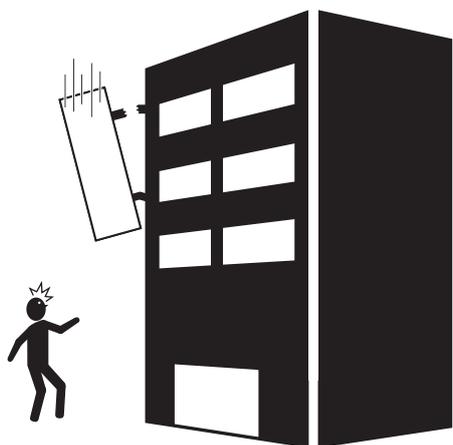


# ご存知ですか？ 屋外広告物のルール

屋外広告物を表示する場合は、原則として市の許可が必要です。  
許可を受けていない屋外広告物を表示している場合は、速やかに許可を受けましょう。

定期的に点検と補修を！



看板の**落下**による  
重大な人身事故が  
発生しています！！

看板落下などにより歩行者等に危害を及ぼした場合、看板の所有者や管理人の責任が問われます。  
**裏面を参照**に設置された看板を点検してみましょう。

屋外広告物とは？

屋外広告物は、屋外広告物法に規定されている「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、看板、立看板、ポスター、広告塔、広告板、広告幕などの広告物をいいます。

屋外広告物の申請・許可等についてのお問合せ

高槻市都市創造部都市づくり推進課  
TEL：072-674-7552

看板の点検・補修についてのお問合せ

大阪屋外広告美術協同組合（大広協）  
TEL：06-6776-8108